平成２２年（フ）第２１号
静岡県浜松市西区舞阪町弁天島3445番地　アベリア舞阪201
債務者　上原恵里子
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月23日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第３５号
静岡県浜松市東区積志町714番地　コーポフルフル１―202、前住所大阪府岸和田市尾生町910番地の12
債務者　久知良浩二
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月23日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第３９号
静岡県浜松市中区十軒町84番地の10、前住所横浜市戸塚区名瀬町297番地18
債務者　岡崎　　薫
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月23日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第８３号
静岡県浜松市東区植松町1377番地の１　コーポ渡辺305号室
債務者　赤堀　克好
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月23日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第２２０号
栃木県小山市大字間中1366番地１
債務者　福田　敬子
1　決定年月日時　平成22年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月27日午後１時10分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２２年（フ）第１３号
栃木県小山市東城南１丁目11番地９　ニューレジデンスＡ棟102号、従前の住所栃木県小山市駅南町５丁目20番８号　セジュール藤Ｂ棟102号
債務者　小池　光征（旧姓瀧澤）
1　決定年月日時　平成22年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月27日午後２時
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２２年（フ）第７９号
川崎市高津区久末311番地　市営住宅11―351
債務者　青木　　均
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月27日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第６８号
愛知県豊田市青木町１丁目31番地２　青木ヒルズα－３　101号
債務者　戸松　英樹
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月12日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第９１号
岡山市北区旭本町４番27号
債務者　田中磨須美
1　決定年月日時　平成22年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月12日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１９号
熊本県葦北郡芦北町大字大川内632番地
債務者　野口　智代
1　決定年月日時　平成22年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月16日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２２年（フ）第１８６号
横浜市青葉区市ヶ尾町412番地１　206号室
債務者　直井　健太
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月28日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第５０８号
静岡市駿河区小鹿２丁目１番28―503号
債務者　森　　京子
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月21日午後３時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１７４号
長崎県佐世保市吉井町直谷1200番地１　メゾンドールⅠ101号、旧住所沖縄県糸満市西崎１丁目29番３号
債務者　仁木　一幸
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月23日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第１７５号
長崎県佐世保市吉井町直谷1200番地１　メゾンドールⅠ101号、旧住所沖縄県糸満市西崎１丁目29番３号
債務者　仁木　雅子
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月23日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第１４号
長崎県北松浦郡佐々町松瀬免233番地９　フォレスタウイング206号、住民票上の住所長崎県佐世保市吉井町直谷1007番地239
債務者　山下　昌幸
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月16日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係